平成２２年（フ）第９０１４号
神戸市東灘区深江南町１―１―58　カネボウ芦屋アーバンプラザ129号室、住民票上の住所大阪市東住吉区鷹合３丁目３番10号　ＣｈｏｉｓｉｒＴｏｗｅｒ長居公園601号
破産者　阿児　康博
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５５４号
堺市南区原山台５丁１番20―303号
破産者　坂本商店こと　坂本　鶴雄
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８１号
大阪市東住吉区針中野３丁目９番５号　アヴァンセ針中野301号、申立時の住所堺市南区原山台２丁３番３―915号
破産者　木下　　香
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０９１号
大阪府柏原市国分市場１丁目７番54号
破産者　濵渦　直樹
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１９４号
奈良県橿原市縄手町165番地、開始決定時の住所奈良県橿原市四条町755番地の16
破産者　横山　誠治
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２３４号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目８番21号、申立時の住所堺市南区原山台２丁３番３―915号
破産者　木下　　誠
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５７号
大阪府藤井寺市大井４丁目11番４号
破産者　江波戸勇司
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５８号
大阪府藤井寺市大井４丁目11番４号
破産者　江波戸文代
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４８号
堺市堺区戎之町東３丁１番２号
破産者　呉山　史恵
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
和歌山県日高郡由良町大字里201番地の１
破産者　大谷　俊之
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２４０号
福岡市東区郷口町１―13　レオパレス郷口205号室、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町12582番地12
破産者　小西　　泉
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８号
福岡県久留米市合川町1203番地１　フォーゲル佐々木301号
破産者　高木　眞吾
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２８号
福岡県久留米市国分町758番地２
破産者　西川　智博
1　決定年月日　平成23年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７１７号
札幌市手稲区新発寒３条３丁目10番18号
破産者　法量トミヱ
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０４号
北海道北広島市希望ヶ丘４丁目11番地17
破産者　川村　高広
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
岩手県久慈市山形町日野沢第11地割２番地
破産者　坂下　吉男
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第５２号
秋田県仙北市角館町岩瀬174番地
破産者　金谷　隆司
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７号
福島県いわき市四倉町字西１丁目19番地
破産者　山野邉誠一
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８号
福島県いわき市四倉町字西１丁目19番地
破産者　山野邉仁子
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

第明治三十五種郵便物認可